公　　　告

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第16条の規定により公告する。

令和７年６月25日

広島県立廿日市特別支援学校長　岩井　千鶴子

１　調達内容

 (1) 業務名

　　　令和７年度広島県立廿日市特別支援学校給食調理業務（８月～３月分）

 (2) 業務の仕様等

　　　入札説明書及び仕様書による。

 (3) 履行期間

令和７年８月８日から令和８年３月31日まで

(4) 履行場所

ア　廿日市市宮内10877－２　広島県立廿日市特別支援学校

イ　廿日市市阿品台西６－１　広島県立廿日市特別支援学校阿品台分校

 (5) 入札方法

　　　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の２に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価で入札に付する。

 (6) 入札書の記載方法等

　　　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（10パーセントを加算した結果１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　技術評価等資料

 (1)　技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 評　　価　　項　　目 | 内　　容 |
| 実施計画 | 実施計画の妥当性 | 別紙様式第１号 |
| 実施体制 | 安定的・継続的に業務執行が可能な経営状況についての評価【必須】 | 別紙様式第２号１～８ |
| 従業員確保体制の妥当性 | 別紙様式第３号 |
| 食中毒発生時の対応についての評価 | 別紙様式第４号 |
| ノロウィルス等の感染症により給食の提供に支障が出た場合の対応についての評価 | 別紙様式第５号 |
| 異物混入、食物アレルギーに係る事故等安全衛生に支障が出た場合の対応についての評価 | 別紙様式第６号 |
| 緊急時の対応についての評価 | 別紙様式第７号 |
| 過去５年間の同種業務の受注実績の評価 | 別紙様式第８号 |
| 業務に関連する認証等の評価 |
| 本店・支店等の所在地による評価 |
| 地元からの食材調達についての評価 | 別紙様式第９号 |
| 調理の適切な実施についての評価 | 別紙様式第10号 |
| 業務に関する技術向上研修の実施の有無 | 別紙様式第11号 |
| 政策評価 | 社会保険等の加入状況【必須】 | 別紙様式第12号 |
| 業務従事予定者の賃金水準【必須】 | 別紙様式第13号 |

 (2)　技術評価等資料の提出方法等

ア　提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。

イ　提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等資料に必要事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。

ウ　技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は０点とする。

３　総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
| 技術評価 | 実施計画 | 【実施計画】○実施計画の妥当性 | ・給食調理業務に対し、会社としてどのように考えているか・文部科学大臣が定めた「学校給食衛生管理基準」を踏まえ、給食に係る衛生管理・安全衛生についてどのように考えているか・特別支援学校の給食について理解しているか・従業員への衛生管理等の指導体制 | 10.0 |
| 実施体制 | 【経営状況】○安定的・継続的に業務執行が可能な経営状況についての評価【必須】 | ・直近３期の決算の状況、直近決算期のキャッシュフローの状況に応じて評価・経営状況が安定しているか、経営破綻等により、業務の不履行が生じないか | 5.0 |
| 【体制】○従業員確保体制の妥当性 | ・地元住民の雇用を含む従業員の確保及び定着に関する計画が妥当であるか・従業員の体調不良等により業務運営中に欠員が出た場合における、必要な資格を所持する者によるサポート体制が適切に図られているか・就業規則の内容が従業員に不利な内容となっていないか | 5.0 |
| ○食中毒発生時の対応についての評価 | ・食中毒発生の防止対策は整備されているか・食中毒発生時のマニュアルが整備されているか・受注事業者内（現場を含む。）での連絡体制が確保されているか・苦情等への対応はどのように行うのか | 5.0 |
| ○ノロウィルス等の感染症により給食の提供に支障が出た場合の対応についての評価 | ・ノロウィルス等給食調理業務に支障が出る感染症が発生した場合の対応マニュアルは整備されているのか・受注事業者内（現場を含む。）での連絡体制が確保されているか・苦情等への対応はどのように行うのか | 5.0 |
| ○異物混入等安全衛生に支障が出た場合の対応についての評価 | ・異物混入など安全衛生に支障がある状況の防止対策は整備されているか・異物混入など安全衛生に支障がある状況が発覚した場合の対応マニュアルは整備されているのか・受注事業者内（現場を含む。）での連絡体制が確保されているか・苦情等への対応はどのように行うのか | 5.0 |
| ○緊急時の対応についての評価 | ・受注事業者内（現場を含む。）での連絡体制が確保されているか・天候不良（台風・大雪）等により通常の食材ルートが絶たれた場合、食材の確保をどのように行うのか | 5.0 |
| 【専門性、能力】○過去５年間の同種業務の受注実績の評価 | ・学校給食調理業務の受注実績（件数）に応じて評価 | 5.0 |
| ○業務に関連する認証等の評価 | ・食品安全、衛生管理に係る認証数に応じて評価 | 5.0 |
| 【拠点】○本店・支店等の所在地による評価 | ・市内又は県内に本店・支店・営業所有り | 5.0 |
| 【食材調達】○地元からの食材調達についての評価 | ・調達先の考え方及び地元業者からの調達割合に応じて評価 | 5.0 |
| 【調理】○調理の適切な実施についての評価 | ・第４次食育推進基本計画を踏まえた、おいしい給食を提供するための考え方はどうか・第４次食育推進基本計画を踏まえた、食品ロスの削減についてどのように考えているか | 5.0 |
| 【教育・研修】○業務に関する技術向上研修の実施の有無 | ・衛生管理や調理技術に関する研修の実施状況に応じて評価 | 5.0 |
| 政策評価 | 法令順守 | ○社会保険等の加入状況【必須】 | ・加入状況について法令を遵守しているかを評価（今後雇用予定の者については社会保険等への加入について法令を遵守する旨を誓約すること） | 5.0 |
| ○業務従事予定者の賃金水準【必須】 | ・業務従事予定者の賃金水準が最低賃金を上回っていること（今後雇用予定の者については、最低賃金を上回る水準とする旨を誓約すること） | 5.0 |
| 合　　　　　計 | 80.0 |
| 価格評価の配分点 | 10.0 |
| 技術評価の配分点 | 80.0 |
| 政策評価の配分点 | 10.0 |
| 価格評価点 | 価格評価の配分点×（１－（入札価格）/（予定価格）） | 10.0 |
| 技術評価点 | 技術評価の配分点×（技術評価の得点合計）/（技術評価の配点合計） | 80.0 |
| 政策評価点 | 政策評価の配分点×（政策評価の得点合計）/（政策評価の配点合計） | 10.0 |
| 評価値 | 技術評価点＋政策評価点＋価格評価点 | 100.0 |

　　※１　端数処理については、小数点以下第２位切り捨てとする。

　　※２　必須項目として設定した評価項目については、要件を満たさない場合は失格とする。

　　※３　技術評価点に係る要求水準は50点以上とし、これを満たさない場合は落札者としない。

４　入札参加資格

 (1) 施行令第167条の４の規定のいずれにも該当しない者であること。

 (2) 令和６年広島県告示第607号（令和７年から令和９年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「59A給食（デリバリーを除く。）」及び「59Bデリバリー給食」の資格を認定されている者であること。

 (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

(5) 本件調達に係る業務の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせることなく履行できる者であること。

(6)　広島県内に本社、支社又は営業所等を有する者であること。

(7)　本件調達の公告日の２年前の日の翌日から開札日までの間に、広島県との契約において、「59A給食（デリバリーを除く。）」又は「59Bデリバリー給食」の業務について契約不履行等を理由に契約を解除されたことがない者であること。

５　入札手続等

 (1)　入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法

　　ア　交付場所

　〒738-0034　廿日市市宮内10877－２

広島県立廿日市特別支援学校　事務室
電話（0829）39-1995

　　イ　交付期間

令和７年６月25日（水）から令和７年７月７日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時（最終日は午後４時）までの間、随時交付する。

　　ウ　入手方法

　　　　上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

 (2)　入札参加資格の確認

　　ア　本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

　　　　確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

　　イ　提出先

　　　　上記(1)アの場所

　　ウ　提出期限

令和７年７月７日（月）　午後４時

　　エ　提出方法

　　　　持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。また、郵送等又は電子メールにより提出する場合は、その旨を電話により提出先へ連絡すること。

　　オ　入札参加資格の確認結果の通知

　　　　令和７年７月10日（木）までに通知する。

(3)　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書及び技術評価等資料の提出方法

　　ア　日時

令和７年７月25日（金）　午前10時30分

　　イ　場所

　廿日市市宮内10877－２

広島県立廿日市特別支援学校　会議室

　　ウ　入札書及び技術評価等資料の提出方法

　　　　持参による。電子メール、郵送等による提出は認めない。また、提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

６　落札者の決定方法

 (1)　入札価格が広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。

 (2)　落札となるべき評価値の最も高い者が２人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が２名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が最も高い者を落札者とする。すべての評価点が同じ場合は、施行令第167条の９の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

７　その他

 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

　　　日本語及び日本国通貨

 (2) 入札保証金及び契約保証金

　　ア　入札保証金

　　　　免除

　　イ　契約保証金

1. 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月１日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「59A給食（デリバリーを除く。）」及び「59Bデリバリー給食」の資格に限る。（そのうちのいずれか又は複数の場合を含む。））

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

　　 (ｲ)　上記(ｱ)以外の者

免除

 (3) 入札者に求められる義務

　　　入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の延期及び中止

　　　本件調達に係る歳入歳出予算が入札日までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、当該入札を延期又は中止する。

(5) 契約書作成の要否

　　　要

 (6)　手続における交渉の有無

　　　無

 (7) その他

　　　入札説明書による。

８　問い合わせ先

　　〒738-0034　廿日市市宮内10877－２

広島県立廿日市特別支援学校　事務室

電話（0829）39-1995　ファクシミリ（0829）39‐6643

メールアドレス　hatsukaichi-sh@hiroshima-c.ed.jp